

市民の皆さんの
意見を反映する
パブリック
コメント

「名寄市企業立地促進条例の一部改正(案)」に対する市民意見を募集します

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、次のとおり改正案を公表しています。ご意見をお寄せください。

政策案の概要

これまで市では、「名寄市企業立地促進条例」を制定し、市内の経済発展と雇用機会の拡大を図るため、市内に工場等を新設する方などにに対し助成を行ってきました。しかし、近年では市に進出する企業は少なく、企業立地が進んでいない状況です。

また、他市と比較すると対象となる施設に優位性がないなどの課題が生じています。

このような状況を踏まえ、今後とも北海道と連携しながら地域の特性を活かした企業立地を促進し、地域経済の活性化を図るため、同条例を改正するものです。

公表の方法

①名寄市ホームページでの閲覧

URL www.city.nayoro.lg.jp/
トップページ↓各種情報↓パブリック・コメント

②指定場所での閲覧

市役所（名寄・風連庁舎、智恵文支所）、図書館（名寄本館・風連分館）、北国博物館、市立大学の情報公開コーナー、市民文化センター、ふうれん地域交流センターおよび駅前交流プラザ「よろーな」

意見の提出

●提出方法 指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参またはファックス・郵送・電子メールで提出。

※「意見提出用紙」は市ホームページからもダウンロードできます。

●提出期限 5月19日(月)

●提出先 〒096-8686

名寄市大通南1丁目1番地
名寄市役所（名寄庁舎3階）
経済部営業戦略室営業戦略課
Fax 01654②4614
✉ ny-public@city.nayoro.lg.jp

担当

経済部営業戦略室営業戦略課
（名寄庁舎3階）
☎ 01654③2111
（内線3346）

お知らせします2つの給付金

申請受付は6月以降です。（平成26年1月1日現在の住民登録地で申請）

臨時福祉給付金

臨時的な給付措置として実施。所得の低い方の負担を緩和します。

子育て世帯臨時特例給付金

臨時的な給付措置として実施。子育て世帯の負担を緩和します。



※受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です。

受付開始日時期および受付期間など、詳細については決まり次第お知らせします。

担当 ☎01654③2111
【臨時福祉給付金】
社会福祉課（内線3270）
【子育て世帯臨時福祉給付金】
子ども未来課（内線3240）
※どちらも名寄庁舎2階

「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 4月から消費税率は8%になりました。
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

この消費税率の引き上げによる消費の反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」を決定しました。その一環として2つの給付金を支給します。